

青森県報

第十二十四号

令和八年
二月四日
(水曜日)

告 目
示 海

告示

青森県告示第四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和八年一月四日

藥局 A I N A	名 称
六五 上北郡六戸町小松ヶ丘二丁目七七の六	所 在 地
七・八 令和 一	年 指 定 月 日

青森県告示第四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次とのとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和八年一月四日

青森県知事 宮 下 宗 一郎

名 称 テイ 有限公司アク	居宅介護事業者
名 称 二 八戸市青葉二 丁目二〇の三	居宅介護事業者
管 理 指 導 居宅療養	居宅介護事業所
うぐいす薬局	居宅介護事業所
九 当 大字戸郡階上 平字道仏階上 一の 八字天町	居宅介護事業所
七 令和 五 一	年指 年月日定

青森県告示第四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次とのとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和八年一月四日

青森県知事 宮 下 宗 一郎

名 称 主たる事務所 の所在在地	介護予防事業者 の種類
名 称 所 在 地	介護予防事業所
年指 月 日 定	

区 分	居宅介護事業者	年 変 更 月 日
名 称 所 主 た る 事 務 所 の 所 在 地	居宅介護事業者	年 変 更 月 日
会社 シール フルスケプ 式マニアヘ	社本 株式会社 シール東日 マニアヘ	九 当 大字戸郡階上 平字道仏階上 一の 八字天町
の 央 市 宮 城 県 仙 台 一 丁 目 七	管 理 指 導 居宅療養	九 当 大字戸郡階上 平字道仏階上 一の 八字天町
町 店 りんごの 薬局本	居宅介護事業所	九 当 大字戸郡階上 平字道仏階上 一の 八字天町
弘前市大字 一本町五〇の ラット一本 町F	居宅介護事業所	九 当 大字戸郡階上 平字道仏階上 一の 八字天町
令和 七 四 一	年 変 更 月 日	九 当 大字戸郡階上 平字道仏階上 一の 八字天町

青森県告示第四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和八年一月四日

青森県知事 宮 下 宗 一郎

有限公司アク 二 八戸市青葉二 丁目二〇の三	介護予防 管理指導 うぐいす薬局	九 当 大字戸郡階上 平字道仏階上 一の 八字天町
管 理 指 導 居宅療養	うぐいす薬局	九 当 大字戸郡階上 平字道仏階上 一の 八字天町
居宅介護事業所	うぐいす薬局	九 当 大字戸郡階上 平字道仏階上 一の 八字天町
年 変 更 月 日	うぐいす薬局	九 当 大字戸郡階上 平字道仏階上 一の 八字天町

令和八年二月四日

青森県知事 宮下宗一郎

区分	
名称	居宅介護事業者
所在地の所在事務	主たる事務の所在地
類事業の種	居宅介護事業者
名称	居宅介護事業所
所在地	所在地
年変更	年変更

青森県知事 宮下宗一郎

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和八年二月四日

青森県告示第四十六号

変更後	変更前	区分
名稱	介護予防事業者	名稱
所在地の所在事務	主たる事務の所在地	所在地
会社シール株式マニアヘルスケア	本社フル東会日シルマニアヘルスケア	名稱
中央市宮城一丁目泉仙中台	の市泉城一丁目泉仙中台	所在地の所在事務
管理居宅介護予防指導	居宅介護予防	類事業の種
町店りんごの薬局本	きりんごの薬局本	名稱
一本町弘前市ラツツト五〇大町Fの字	一本町弘前市ラツツト五〇大町Fの字	所在地
令和七・四・一	年変更	年変更

区分	
名称	介護予防事業者
所在地の所在事務	主たる事務の所在地
類事業の種	介護予防事業者
名称	介護予防事業所
所在地	所在地
年変更	年変更

令和八年二月四日

青森県知事 宮下宗一郎

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び介護事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和八年二月四日

青森県告示第四十七号

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
会法人吉幸社	会法人吉幸社	会法人吉幸社	会法人吉幸社	会法人吉幸社	会法人吉幸社
二山八戸の五丁目白	二山八戸の五丁目白	二山八戸の五丁目白	三町字苗代五〇沢戸	三町字苗代六六〇沢戸	ノ字三戸郡平六〇田子
生活認知型介護共通対応	生活認知型介護共通対応	生活認知型介護共通対応	生活認知型介護共通対応	生活認知型介護共通対応	生活認知型介護共通対応
ろくの郷みづ	ろくの郷みづ	ろくの郷みづ	けんじの郷みづ	けんじの郷みづ	けんじの郷みづ
二字町三戸仲田二茂田の市子	二字町三戸仲田二茂田の市子	二字町三戸仲田二茂田の市子	二字町三戸仲田二茂田の市子	二字町三戸仲田二茂田の市子	二字町三戸仲田二茂田の市子
令和七・四・一	年変更	令和七・四・一	年変更	令和七・四・三	年変更

名 称	居 宅 介 護 事 業 者
所 主 た る 事 務 所 地	類事 業 居 宅 の 介 護 種
名 称	居 宅 介 護 事 業 者
所 在 地	休 年 月 日 止
	青森県知事 宮 下 宗一郎

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和八年二月四日

青森県告示第四十八号

変更後	変更前	会法人吉幸社	会法人吉幸社	会法人吉幸社
二山八戸市五丁目北白	二山八戸市五丁目北白	三町字苗代五戸六六〇沢	三町字苗代五戸六六〇沢	ノ字町三戸平六六〇田子
生応型介護予防 認知症対応 介護同対	生応型介護予防 認知症対応 介護同対	生応型介護予防 認知症対応 介護同対	生応型介護予防 認知症対応 介護同対	生応型介護予防 認知症対応 介護同対
ホグールームの郷み グルームの郷み ホームの郷み グルームの郷み ホームの郷み	ホグールームの郷み グルームの郷み ホームの郷み グルームの郷み ホームの郷み	ホグールームの郷み グルームの郷み ホームの郷み グルームの郷み ホームの郷み	ホグールームの郷み グルームの郷み ホームの郷み グルームの郷み ホームの郷み	ホグールームの郷み グルームの郷み ホームの郷み グルームの郷み ホームの郷み
二字町三戸仲大字田茂二の市子	二字町三戸仲大字田茂二の市子	二字町三戸仲大字田茂二の市子	二字町三戸仲大字田茂二の市子	二字町三戸仲大字田茂二の市子
令和七・七・一	令和七・七・一	令和七・四・一	令和七・四・一	平成二・四・三

令和八年二月四日

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和八年二月四日

青森県告示第五十号

藤器機 株式会社佐	名 称	介 護 予 防 事 業 者	所 主 た る 事 務 所 地	類事 業 居 宅 の 介 護 種
○西三丁目七の二	弘前市大字松原三丁目七の二	介護予防具	介護予防具	介護予防具
	A K I W I	ハツルピ	ハツルピ	ハツルピ
○西三丁目七の二	弘前市大字松原三丁目七の二	名 称	所 在 地	介 護 予 防 事 業 所
	七・三・一	年 休 年 月 日 止		

青森県知事 宮 下 宗一郎

令和八年二月四日

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

青森県告示第四十九号

株式会社佐	弘前市大字松原三丁目七の二	貸与用具
○西三丁目七の二	福社用具	A K I W I
○西三丁目七の二	弘前市大字松原三丁目七の二	ハツルピ
令和三・一	令和三・一	七・三・一

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

青森県告示第五十二号

介護予防事業者		介護予防事業所	所在地	年月日止
名稱	の主たる事務所所在地			
吉幸会 社会福祉法人	八戸市五丁目二の台	認知型介護共同対応 介護予防	かぐみろくの郷 グループホーム かぐみろくの郷	令和八年二月四日
吉幸会 社会福祉法人	八戸市北白山五丁目二の台	認知型介護予防 介護予防	三戸郡田子町大字茂田字仲	令和八年二月四日
吉幸会 社会福祉法人	八戸市北白山五丁目二の台	認知型介護予防 介護予防	三戸郡田子町大字茂田字仲	令和八年二月四日

青森県知事 宮下宗一郎

生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和八年二月四日

青森県告示第五十一号

居宅介護事業者	名稱	居宅介護事業所
吉幸会 社会福祉法人	八戸市北白山五丁目二の台	認知型介護共同対応 介護予防
吉幸会 社会福祉法人	八戸市北白山五丁目二の台	認知型介護予防 介護予防
吉幸会 社会福祉法人	八戸市北白山五丁目二の台	認知型介護予防 介護予防

名稱	所在地	年月日止
薬局A I N A	上北郡六戸町小松ヶ丘二丁目七七の六	令和七年六月三〇日

令和八年二月四日

青森県知事 宮下宗一郎

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和八年二月四日

青森県知事 宮下宗一郎

居宅介護事業者	居宅介護事業所	指定期月日
名稱		
有限会社アクト	八戸市青葉二丁目二〇の三	令和七年五月一
管理居宅療養指導	うぐいす薬局	令和七年五月一

青森県告示第五十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてそ

の例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五条の三第一号の規定により告示する。

令和八年一月四日

青森県知事 宮 下 宗 一郎

介護予防事業者		名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	介護予防事業所	指定期日
名 称	主たる事務所の所在地					
有限会社アクティ	八戸市青葉二丁目二〇の三	介護予防 居宅療養 管理指導	うぐいす薬局	三戸郡階上町大字道仏字天町一八	青森県知事 宮 下 宗 一郎	令和八年一月四日

青森県告示第五十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称を変更した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和八年一月四日

青森県知事 宮 下 宗 一郎

区 分		名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	介護予防事業所	指定期日
名 称	主たる事務所の所在地					
居宅介護事業者	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所	居宅介護事業所	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所	居宅介護事業の種類
名 称	所在地	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
主たる事務所の所在地	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称を変更した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和八年二月四日

青森県知事 宮 下 宗 一郎

区 分		名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	介護予防事業所	指定期日
名 称	主たる事務所の所在地					
居宅介護事業者	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所	居宅介護事業所	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所	居宅介護事業の種類
名 称	所在地	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
主たる事務所の所在地	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日

変更後	変更前
会社シール株式会社	社本株式会社
中央市宮城県仙台泉区泉中一丁目七	フルシップファーマ株式会社
居宅療養管理指導	りんごの薬局本店
りんごの薬局本店	ラット一本町前市大字○のF
令和四年一月一日	令和四年一月一日

変更後	変更前	区分
会法人吉福幸社	会法人吉福幸社	名称 居宅介護事業者
三町三戸の六苗郡六代五〇沢戸	ノ字町三戸平七大戸六日字郡○市田田上子	所主の所たる事務地
応型知共症対	認知型介護同対	類事業の種居宅介護
けんくの郷みづ	グルーム	名称 居宅介護事業者
二字町三戸仲大戸郡田茂二の市子	三戸仲大戸郡田茂二の市子	所在地 居宅介護事業所
平成四・三	云・四・三	年変月日更

青森県知事 宮 下 宗一郎

令和八年二月四日

青森県告示第五十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護事業所の名称を変更した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

変更後	変更前
会社シール株式	本社株式会社
フルシップアーマー	フルシップアーマー
の中央市泉県仙台	の中央市泉県仙台
管理居宅介護予防	管理居宅介護予防
りんごの薬局本店	りんごの薬局本店
一本町五〇大ラット	一本町五〇大ラット
令和七・四・一	令和七・四・一

区分	
名 称	介 護 予 防 事 業 者
所主の所たる事務地	介護予防事業者
類事業の種介護予防	介護予防事業者
名 称	介 護 予 防 事 業 所
所 在 地	介護予防事業所
年変月日更	

令和八年二月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び介護予防事業所の名称を変更した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

変更後	変更前	変更後	変更前
会法人吉福幸社	会法人吉福幸社	会法人吉福幸社	会法人吉福幸社
二山八戸市五丁目白	二山八戸市五丁目白	三戸の五丁目白	三戸の六六〇沢戸
認知型介護同対	認知型介護同対	認知型介護同対	認知型介護同対
けんくの郷みづ	グルーム	けんくの郷みづ	グルーム
二字町三戸仲大戸郡田茂二の市子	三戸仲大戸郡田茂二の市子	三戸仲大戸郡田茂二の市子	三戸仲大戸郡田茂二の市子
令和七・七・一	令和七・七・一	令和七・四・一	令和七・四・一

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

青森県知事
宮下宗一郎

令和八年二月四日

青森県告示第五十九号

中国残留邦人等の円滑な帰國の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和八年二月四日

青森県知事
宮下宗一郎

名 称	介護予防事業者
○西三丁目七の二 弘前市大字松原	所主たる事務所の地
貸 与 介 護 福 祉 用 具 防	介護予防事業の種類
A K I ツ ル I ハ ツ ビ W 一	名 称
○西三丁目七の二 弘前市大字松原	所 在 地
七 ・ 三 ・ 一 令 和	年 月 休 止

居宅介護事業者	名 称	株式会社佐藤器械機
居宅介護事業所	所在地	在地の事務所たる主所
居宅介護事業の種類	名 称	貸与用具
○西三丁目七の二 弘前市大字松原	所在地	Aツハッピーウィル
○西三丁目七の二 弘前市大字松原	所在地	七・三・一 令和
年月日	休止	